解散公告

当組合は、平成二十三年五月二十八日開催の総会の決議により平成二十三年六月八日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

大阪市福島区福島五丁目一七番二号

大阪府トヨペット整備近代化協同組合

清算人　篠田　光弘

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

大阪市淀川区西中島五丁目五番一五号新大阪セントラルタワー

株式会社ケイ・ピー・エス

代表清算人　上西　伸夫

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

山口県岩国市今津町五丁目五番一六号

株式会社越智青果

清算人　星野　泰輝

解散公告

当社は、平成二十三年四月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

北九州市戸畑区沖台二丁目九番八号

朝日船舶株式会社

代表清算人　玉川　安恵

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

大阪市東淀川区豊里二丁目一番五―一〇六号

特定非営利活動法人遊歩道

清算人　下元　惠子

解散公告（第一回）

当法人は、定款に定める存続期間満了により平成二十三年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

大阪府豊中市寺内一丁目一三番二号

社団法人大阪府公園・都市緑化協会

清算人　板脇　能衍

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

奈良県吉野郡吉野町大字河原屋一五九番地

財団法人河原屋自治会

代表清算人　中谷　孝男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月二十二日付熊本県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

熊本県球磨郡あさぎり町免田東一六九九番地一

医療法人社団武居歯科

清算人　武居　紘子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

福井県福井市冬野町第二六号五三番地

特定非営利活動法人ユビキタスネットふくい

清算人　白﨑　利行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

宮崎市旭一丁目七番一九号

ＮＰＯマンション管理サポートセンター宮崎

清算人　野田喜久至

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十三年五月十八日に群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

群馬県沼田市西倉内町七八〇番地

上発知土地改良区

清算人代表　桑原　昭一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月三十日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

東京都荒川区西日暮里二丁目五四番六号Ｋビル二〇一

ひぐらしの里北地区市街地再開発組合

代表清算人　田宮　滋

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月三十日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

東京都荒川区東日暮里五丁目五〇番九号

ひぐらしの里中央地区市街地再開発組合

代表清算人　井ノ部澄夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年三月三十日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月九日

東京都荒川区西日暮里二丁目二七番四号四〇一

ひぐらしの里西地区市街地再開発組合

代表清算人　田宮　滋

第31期決算公告

平成23年6月9日

北海道函館市千代台町14番32号

道南食品株式会社

代表取締役社長　大野　秀幸

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	918,347
	固定資産	263,046
	資産合計	1,181,393
負債及び純資産の部	流動負債	284,780
	固定負債	395
	株主資本	896,218
	資本金	40,000
	利益剰余金	856,218
	(利益準備金)	(10,000)
	(その他利益剰余金)	(846,218)
	(うち当期純利益)	(60,451)
	負債・純資産合計	1,181,393